

第 38 号議案

滋賀県立琵琶湖博物館協議会委員の選任について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 21 条の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館協議会委員を次のとおり任命する。

任期は、令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までとする。

令和元年 11 月 1 日

滋賀県教育委員会

## 滋賀県立琵琶湖博物館協議会 第12期委員名簿

任期：平成30年9月1日～令和2年8月31日

氏名 (性別・年齢)	現職	条例に 基づく区分	選考理由	
山崎 賢 (男性・58)	草津市立老上小学校校長 (1期)	学校教育	学校教育の立場から、特に体験学習等に関する学校と博物館との連携や博物館の運営について小学校、中学校の視点で意見をいただく。	
下澤 辰次 (男性・58)	高島市立安曇川中学校校長 (2期)			
橋詰 純子 (女性・56)	カワセミ自然の会口 (4期)	社会教育	社会教育の立場から、博物館の運営について意見をいただく。	
鹿田 由香 (女性・54)	滋賀子育てネットワーク代表 (2期)	家庭教育	家庭教育の立場から、博物館の運営について意見をいただく。	
菊池 玲奈 (女性・46)	結・社会デザイン事務所代表 (4期)	環境保全	環境保全の立場から、博物館の運営について意見をいただく。	
中田 春美 (女性・71)	近江歴史回廊倶楽部会員 (4期)	文化財保護	文化財保護の立場から、博物館の運営について意見をいただく。	
山西 良平 (男性・70)	西宮市貝類館顧問 (3期)	学識経験者	博物館顧問 海洋生物系研究者	それぞれ専門の立場から、博物館の運営について意見をいただく。
土井 通弘 (男性・67)	就実大学人文科学部 表現文化学科教授 (3期)		日本美術史・ 文化史研究者	
池田 千晶 (女性・53)	中日新聞社大津支局 (1期)		広報・マスコミ	
中坊 徹次 (男性・69)	京都大学名誉教授 (3期)		魚類系統分類研究者	
中川 毅 (男性・50)	立命館大学 総合科学技術研究機構古気 候学研究センター長(教授) (2期)		古気候学・ 地質年代学 研究者	
稲垣 和美 (女性・52)	積水樹脂(株)評価・環境管理部 安全・品質・環境グループ (1期)	その他教育委員会 が適当と認める者	企業・利用者	県民・利用者の代表として、博物館の運営について意見をいただく。
田淵 千恵子 (女性・57)	手話通訳士 (2期)		県民・利用者	
山本 勇造 (男性・66)	公募委員 (1期)		公募委員	
高尾 裕貴子 (女性・43)	公募委員 (1期)		公募委員	

年齢は令和元年9月1日現在

※年齢=R01.9.1時点

## 滋賀県立琵琶湖博物館協議会 改選協議資料

第12期 (平成30年9月1日～令和2年8月31日)

条例区分	現委員 (第11期)	年齢	性別	期数	現職(分野・専攻)
学校教育	やまざき かたし 山崎 賢	58	男	1	草津市立老上小学校長
	しもざわたつじ 下澤 辰次	58	男	2	高島市立安曇川中学校校長
社会教育	はしづめじゅんこ 橋詰 純子	56	女	4	カワセミ自然の会
家庭教育 (社会教育)	しかたゆか 鹿田 由香	54	女	2	滋賀子育てネットワーク代表
環境保全	きくちれいな 菊池 玲奈	46	女	4	結・社会デザイン事務所代表
文化財保護	なかたはるみ 中田 春美	71	女	4	近江歴史回廊倶楽部会員
学識経験者	やまにしりょうへい 山西 良平	70	男	3	西宮市貝類館顧問
	どいみちひろ 土井 通弘	67	男	3	就実大学人文科学部 表現文化学科教授
	はしだて たかあき 橋立 敬生	59	男	1	日本経済新聞社大津支局長
	なかぼうてつじ 中坊 徹次	69	男	3	京都大学名誉教授
	なかがわ たけし 中川 毅	50	男	2	立命館大学 総合科学技術研究機構 古気候学研究センター長(教授)
その他教育委員 会が適当と認める者	いながき かずみ 稲垣 和美	52	女	1	積水樹脂(株)評価・環境管理部 安全・品質・環境グループ
	たぶちちえこ 田淵 千恵子	57	女	2	手話通訳士
	やまもと ゆうぞう 山本 勇造	66	男	1	公募委員
	高尾 裕貴子	43	女	1	公募委員



第12期 (平成30年9月1日～令和2年8月31日)

条例区分	新委員 (第12期)	年齢	性別	期数	現職(分野・専攻)
学校教育	やまざき かたし 山崎 賢	58	男	1	草津市立老上小学校長
	しもざわたつじ 下澤 辰次	58	男	2	高島市立安曇川中学校校長
社会教育	はしづめじゅんこ 橋詰 純子	56	女	4	カワセミ自然の会
家庭教育 (社会教育)	しかたゆか 鹿田 由香	54	女	2	滋賀子育てネットワーク代表
環境保全	きくちれいな 菊池 玲奈	46	女	4	結・社会デザイン事務所代表
文化財保護	なかたはるみ 中田 春美	71	女	4	近江歴史回廊倶楽部会員
学識経験者	やまにしりょうへい 山西 良平	70	男	3	西宮市貝類館顧問
	どいみちひろ 土井 通弘	67	男	3	就実大学人文科学部 表現文化学科教授
	いけだ ちあき 池田 千晶	53	女	1	中日新聞社大津支局長
	なかぼうてつじ 中坊 徹次	69	男	3	京都大学名誉教授
	なかがわ たけし 中川 毅	50	男	2	立命館大学 総合科学技術研究機構 古気候学研究センター長(教授)
その他教育委員 会が適当と認める者	いながき かずみ 稲垣 和美	52	女	1	積水樹脂(株)評価・環境管理部 安全・品質・環境グループ
	たぶちちえこ 田淵 千恵子	57	女	2	手話通訳士
	やまもと ゆうぞう 山本 勇造	66	男	1	公募委員
	高尾 裕貴子	43	女	1	公募委員

## 博物館法（抜粋）

（所管）

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第21条において同じ。）の所管に属する。

（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 博物館法施行規則（抜粋）

第3章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第18条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

## 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例（抜粋）

（博物館協議会）

第6条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に滋賀県立琵琶湖博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 環境の保全に資する活動を行う者
- (5) 文化財の保護に資する活動を行う者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第8条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。